

保険料調整行為で大手損保に行政処分—直ちに格付に影響せず

以下は、国内大手損害保険会社（東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）が企業向け共同保険における保険料調整行為に関して、金融庁による業務改善命令を受けたことについての株式会社日本格付研究所（JCR）の見解です。

■見解

- (1) 23年12月26日、国内大手損保4社は金融庁から業務改善命令を受けた。主な内容として「共同保険を含む企業保険分野における適正な競争実施のための環境整備に向けた方策の検討、実施」「適正な営業推進態勢及び保険引受管理態勢の確立」などが求められている。今回の行政処分は、法人顧客に対する火災保険の共同保険契約の更改において、社員が事前の保険料調整行為に関与していたことを受けたものである。各社の報告によれば、保険料調整行為の対象となった保険契約者の合計は、過去5～7年間で500先を優に超える規模にのぼっており、うち約半数が、幹事の立場や保険料シェアなどの契約条件を維持したいという意図がはたらいたもの、4割（重複を含む）が他社からの保険料調整等の打診に応じたものとされている。本件は独占禁止法における「不当な取引制限（カルテル）の禁止」に抵触すると考えられる事案であり、公正取引委員会においても各社に立ち入り検査が行われている。
- (2) JCRでは、23年8月9日付のニュースリリース（23-D-0528）において、保険料調整行為の対象となった企業向け共同保険は各社の保険引受ポートフォリオ全体からみれば小さく、保険料率などに影響が生じたとしても各社の財務基盤を損なう可能性は低いとの見解を示した。企業向けの共同保険契約は、巨大な保険引受リスクを分散する観点で企業側、損保側の双方にとって意義のある引受方式である一方、国内損保市場は度重なる再編を経て大手4社の寡占状態にあること、自然災害の頻発化などにより火災保険の収支が恒常的に赤字となっていることなどが、不適切な営業行為に至った背景にあるのではないかとJCRは考えている。当該行為の対象先（保険契約者）が多数にのぼっている点について、金融庁は追加的な事案の特定と調査などを求めており、影響がさらに拡大していく可能性があるものの、直ちに格付に影響しないというJCRの見解に変化はない。
- (3) 本件は各社のガバナンス態勢や営業部門のコンプライアンス遵守の意識において問題が内包されていることを示しており、レピュテーションの低下が各社の事業全般にかかる営業面や顧客基盤に一定の影響を及ぼしかねないとJCRはみている。今後、各社は調査を継続しつつ、24年2月末までに業務改善計画を策定した上で再発防止に向けた施策を実行していくこととなる。JCRは、引き続き各社の営業面や顧客基盤への影響などを確認していくとともに、同様の事象を起こさない態勢の構築を進められるか、中期的な視点でフォローしていく。

（担当）宮尾 知浩・阿知波 聖人

【参考】

発行体：東京海上ホールディングス株式会社

長期発行体格付：AAA 見通し：安定的

発行体：東京海上日動火災保険株式会社

長期発行体格付：AAA 見通し：安定的

発行体：SOMPOホールディングス株式会社

長期発行体格付：AA+ 見通し：安定的

発行体：損害保険ジャパン株式会社

長期発行体格付：AA+ 見通し：安定的

発行体：MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社

長期発行体格付：AA+ 見通し：安定的

発行体：三井住友海上火災保険株式会社

長期発行体格付：AA+ 見通し：安定的

発行体：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

長期発行体格付：AA+ 見通し：安定的

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル